秋の全国交通安全運動

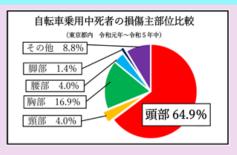
令和6年9月21日(土)~9月30日(月) ~世界一の交通安全都市TOKYOを目指して~ 9月30日(月)は交通事故死ゼロを目指す日です

活动物

知事賞 小学校5年 大島 咲優(おおしま さゆ)さんの作品第12回東京都交通安全ポスターコンクール(令和6年度実施)

あなたにもかぶって欲しい ヘルメット

自転車事故による死者のうち、 頭のケガが主な原因 で亡くなっている人は何割でしょう?



自転車乗車用 ヘルメット 関連情報はこちら→



「自転車保険」の他に、個人賠償責任保険 の特約が付いている火災や自動車、傷害の 保険や共済などがあります。

自転車保険に加入するときのポイント

- 事故相手への賠償に関する補償があるか
- 賠償の保証金額は十分か
- 示談交渉サービスはついているか ぜひチェックしてみてください。

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

東京都内で自転車を利用するみなさんへの東京都の条例では、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等

への加入が義務となっています!!

運転免許証の自主返納について

運転免許をお持ちの高齢者のみなさまが運転をやめられた際の生活をサポートするため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会による、「運転経歴証明書」を提示した場合の様々な特典があります。「運転に自信がなくなった」 「家族から運転が心配と言われた」という方、運転をやめるかお悩みの方は、お近くの警察署にご相談ください。

自動車の運転をやめられた高齢者のみなさまに対する生活サポートの趣旨に賛同した企業、店舗、文化施設等において、様々な特典が受けられます。運転経歴証明書の交付を受けた年齢65歳以上の方は、お持ちの運転経歴証明書により東京都の「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店や一部の美術館等で各種優待を受けることができます。





美術館の入館料割引等



シニアカー購入割引等



旅行商品の割引



メガネ・補聴器等 購入割引

高齢者運転免許自 主返納サポート協 議会の加盟店はこ ちらから

Q R

ノーカーライフを応援します

Mr.マリック、私も運転免許を返納しました!

運転経歴証明書とは

運転経歴証明書は、運転免許証と同様に身分証明書として用いることができます。(身分証明書として対応していない機関もありますのでご注意ください。)

運転免許試験場、運転免許更新センター、各警察署で申請することができます。

運転経歴証明書の交付申請ができる方

現住所が東京都内にあり、

- ・有効な運転免許証を自主返納する方
- ・運転免許証の自主返納をした日から5年以内の方
- ・運転免許証の有効期間が過ぎてから5年以内の方





★免許返納及び運転経歴証明書の詳しい申請方法は、警視庁ホームページを ご覧いただくか、お近くの警察署(交通総務係)にお問い合わせください。

ドライバーの皆さんへ!

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう!

STOP! WELL

歩行者を守るための 3つのチェック を実践しましょう!



確実に確かめましょう。





横断歩道付近の歩行者は 横断するとの前提に立ち、 歩行者を見つけたら手前 で止まりましょう。



運転者は法令上、横断歩道等を横断している、又は、横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止 をして、その通行を妨げてはいけません。

※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」罰則3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩行者の皆さんへ!

横断歩道を安全に渡る方法 3つのチェックノ + 1(プラスワン)

歩行中の方が犠牲となる交通事故が多く発生しています。ご自身の大切な命を守っていただくため、歩行者の皆さんには道路を安全に横断するための、「簡単で効果的な3つのチェック」を実践していただくようお願いします。横断歩道を渡る前に、「車が来ていないかチェック」「車が止まったかチェック」、横断歩道を渡っている間も「車が来ないかチェック」です。これら「3つのチェック」とともに、車のドライバーに対して、これから道路を横断するという意思をはっきりと示す「+1(プラスワン)」アクションを起こしていただくと、さらに効果的です。













横断歩道を渡るときは、これから渡ることを アクションで

確認しましょう

で (手をあげる・車 の方を見るなど) 運転手さんに渡りたい気持ちを伝えよう!

交通ルールを守りましょう!

歩行者は横断歩道を渡りましょう。 横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などは とても危険な行動です。絶対にやめましょう。



令和6年秋の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる4項目です。

重点① 反射材用品等の着用推進や安全な機断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

【反射材を活用しましょう】

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大交通事故が増加する傾向にあります。

歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身に着けるなど、ドライバーに自分の存在をアピー ルしましょう。

【保護者の方へ】

都内では、こどもの交通事故が多く発生しており、飛び出しを原因とした重大事故も発生しています。 また、歩行中の交通事故死傷者数を年齢別に見ると、7歳が最多です。

保護者の方には、日頃からお子様に道路の安全な通行方法を繰り返し教えていただくようお願いします。

【高齢者の方へ】

歩行中の死亡事故を年代別に見ると、高齢者が4割以上を占めています。高齢者側による信号無 視や横断違反が原因となったケースも多くあります。

慣れた道でも、必ず交通ルールを守り、十分な安全確認をお願いします。

【全ての歩行者の方へ】

横断歩道を横断する際は、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡りましょう。車は自分に 気づいていないかもしれないという危機感をお持ちいただき、安全な交通行動を実践してくださ

お酒を飲んで道路に寝転んでしまい、車に轢かれる重大事故が発生しています。お酒を飲んだ時 は、家に帰るまで気を引き締めましょう。

重点② 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

【ライトは早めに点灯しましょう】

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。

ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。

【飲酒運転は絶対にやめましょう】

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。

車もバイクも自転車も特定小型原動機付自転車も、お酒を飲んだら絶対に運転して はいけません。

重点3 自転車。特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ル・ -ル連守の徹底

【自転車を利用する方へ】

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。 自転車乗用中の交通事故の多くは交差点で発生しています。交差点では一時停止 と安全確認を確実に行い、交通事故防止に努めましょう。

【特定小型原動機付自転車を利用する方へ】

都内では、特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」)利用 中の交通事故が多く発生しています。

利用する前には必ず、交通ルールを確認して安全に利用してください。

【自転車・電動キックボード等を利用する全ての方へ】

自転車・電動キックボード等を利用する際は、全ての利用者が乗車用ヘルメット をかぶりましょう。都内に限らず、飲酒運転をはじめ一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上反復して行った者は、自転車・特定原動機付自転車運転 者講習の受講が命ぜられます。 イラストにプロテクターを

重点④ 二輪車の交通事故防止

二輪車の死亡事故を通行目的別に見ると、通勤中に最も多く発生しています。

二輪車を運転するときは、慣れた道でも速度を控えて、安全走行を心がけましょう。 車の間のすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめてください。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用し

ましょう。

東京都生活文化スポーツ局 都民安全推進部









令和6年8月発行 登録番号(6)27 令和6年秋の全国交通安全運動推進要領 編集発行 東京都生活文化スポーツ局 都民安全推進部 総合推進課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話03-5388-3125